

審 査 基 準 整 理 票

処分名	入居承継の承認		
根拠法令名	大津市営住宅の設置及び管理に関する条例 (昭和 6 3 年条例第 2 5 号)	(条項) 第 1 2 条第 2 項	
基準法令名	大津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行 規則 (昭和 6 3 年規則第 4 3 号)	(条項) 第 1 7 条第 2 項	
所管部署	未来まちづくり部 住宅課 入居管理係		
標準処理期間	6 0 日	法定処理期間	— 日
<p>【審査基準】 ・文書の名称【 】</p> <p>・掲載図書等【 】</p> <p>・内容 <input type="checkbox"/>全部記載 <input checked="" type="checkbox"/>一部・項目のみ記載</p> <p>(入居の承継)</p> <p>入居承継の承認は、大津市営住宅の設置及び管理に関する条例第 1 2 条第 2 項の規定により、同条例施行規則第 1 7 条第 2 項の条件を具備することを基準とする。</p> <p>なお、同条例施行規則第 1 7 条第 2 項第 1 号に規定する「特に居住の安定を図る必要があると市長が認めるもの」とは、次の事項に該当するものをいう。</p> <p>(1) 6 0 歳以上の高齢者</p> <p>(2) 身体障害者（身体障害者福祉法施行規則別表第 5 号の 1 級から 4 級まで）、精神障害者（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第 6 条第 3 項に規定する 1 級から 3 級まで）、知的障害者（精神障害者の精神障害の程度に相当する程度）又は医師の診断により居住の継続が必要と判断される病弱者</p> <p>(3) 生活保護受給者</p> <p>(4) 母子家庭の母、父子家庭の父（子が 1 8 歳未満に限る）</p> <p>(5) 世帯の収入が条例第 4 条第 1 項第 4 号に掲げる金額であること。</p>			

参考

[根拠法令]

大津市営住宅の設置及び管理に関する条例

第 12 条第 2 項

市長は、前項の規定による入居の承継の承認の申請があった場合においては、第 4 条第 1 項に規定する入居者の資格を参酌して規則で定める条件を具備するときに限り、入居の承継の承認をするものとする。この場合において、その申請が入居者の退去を理由とする場合にあっては、承継をしようとする者が入居者とともに退去することができない事情があると認められるときに限り、入居の承継の承認をするものとする。

[基準法令]

大津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則

第 17 条第 2 項

条例第 12 条第 2 項の入居者の資格を参酌して規則で定める条件は、次の各号のとおりとし、市長は、当該各号のいずれにも該当し、かつ、市営住宅の管理上支障がないと認められるときに限り、入居の承継の承認をするものとする。

- (1) 承継者は、被承継者の死亡又は退居の時ににおいて、被承継者の配偶者又は 3 親等以内の親族(公営住宅にあっては、高齢者、障害者等で特に居住の安定を図る必要があると市長が認めるものに限る。)であること。
- (2) 承継者が被承継者の配偶者でない場合にあっては、被承継者の入居の時からその死亡若しくは退居の時まで引き続き同居していた者又はその死亡若しくは退居の時までの同居期間が 1 年以上である者であること。
- (3) 収入の額が条例第 28 条の 3 に規定する額を超えることとならないこと。
- (4) 条例第 4 条第 1 項第 6 号の条件を欠くこととならないこと。
- (5) 被承継者が条例第 36 条第 1 項第 1 号から第 6 号までのいずれにも該当していないこと。ただし、同項第 2 号に該当する場合であっても、承継者が承継することより同号の事由を解消できると認められるとき(承継者が文書により被承継者の滞納家賃の債務引受があったときに限る。)は、この限りでない。

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。